

株式会社アークリエイト TEL:088-840-6698、FAX.:088-840-5444

このたび、地震に強く生産性の高い当社新工法をご検討頂きまして御礼申し上げます。効果的な新工法採用に当たりまして、その趣旨をご理解頂き、次の通りお願い申し上げます。

1. 上部建築鉄骨・下部基礎の当社新工法の実施許諾に対し、それぞれ、表1の当社規定技術実施料をお施主様のご了解を得てプロジェクト(物件)毎に申し受けます。本実施料は、実施許諾契約又は新工法関連材料入荷後に、実施プロジェクトの代表として原則として総合建設業経由で株式会社アークリエイトにお支払い頂きますようお願いいたします。

表1 WAWO構法当社規定技術料計算基準単価(円/㎡)

設計方式	仕口層数*1						種類
	6	5	4	3	2	1	
WAWO構法Ⅰ	1,000	900	800	700	500	250	溶接量低減方式
WAWO構法Ⅱ	1,100	1,000	900	800	700	500	鉄骨重量低減方式
WAWO構法Ⅲ	1,500	1,300	1,100	1,000	900	700	鉄骨重量大低減方式

技術料の基本的な考え方: WAWO 構法採用時の弊社計算によるコスト低減額の1/3

鉄骨重量100Kg/㎡を基準にしているため、これより大きい時は延床面積当たりの技術料は増加し、これより小さい時は低下する場合があります。

*1階がコンクリート床の場合は仕口総数に算入しない。鉄骨剛梁材使用で床を付ける場合にのみ仕口層数として入れる。

(地表鉄骨基礎剛梁の場合も仕口層数1とする)

2. 当社新工法を採用された方には、工事(件別)毎に適用限定した当社承認の設計標準書・施工基準書・施工要領書等の最新版をお渡し致します。旧版は無効です。
3. WAWO構法は、[Mグレード]と同等以上の能力があると株式会社アークリエイト又はその指定する機関により判断され、且つWAWO構法に関する技術講習修了者が在籍する鉄骨工場が実施する必要があります。
4. 上記技術料に対し、一つの建物・構築物あたり2種類各1枚のワッペンを発行いたしますので、建築表示看板及び1階部分のコラム又はその近辺の見える位置にご貼付いただきますようお願いいたします。また、WAWO構法製品につきましても部品毎に連番の管理番号付きラベルを貼付します。貼付された本ワッペンおよびラベルをもって技術許諾料の証明といたします。(これらは、無許可施工及び誤った施工を防止するためのものです。)

Aワッペン(小): 工事中に鉄骨製作工場名表示板へ貼付するもの(1枚)

Bワッペン(大): 工事終了後、1階部分のコラム又はその近辺にご貼付するもの(1枚)

5. 出張を要する技術説明・技術指導に対し、原則として旅費・宿泊費等のご負担をお願いいたします。
6. 当社新工法関連のコア仕口部分(ダイアフラム、裏受金、ワイド裏受金)等につきましては、原則として当社が有償で支給いたします。(管理ラベルを貼付してあります。)
7. 鉄骨メーカー(ファブ)からの見積もりを取られるときは、ファブさんも事前に当社工法についてご理解を頂くようにしておく必要があります。(当社からの技術説明が必要です)
8. 新工法の製作に当たりましては、当社の講習を受けて、講習証明のお受け取りをお願いいたします。これは、無許可で間違った施工をすることを防止するためです。
9. 新工法採用に当たりまして疑問や問題となりました点につきましては、上記ファックス書類等の文書でお願いいたします。迅速で適切な対応を取らせて頂きます。
10. 新工法の採用に当たり、新工法のプロセス及び支給製品(所定WAWO工法ワッペン貼付済みのもの)に対しましては、株式会社アークリエイトが責任を持ちます。

- 1 1. 新工法で施工された鉄骨の品質に対する責任に対しては、当社は責任を負わないことといたします。
鉄骨メーカー側（ファブ）側の工法管理者により施工に問題の無いことを仕様書等でご確認下さい。
- 1 2. 工事関係会社（施主・元請け業者・商社等・設計事務所・鉄骨メーカー・メーカー協力工場）の正式名称・住所等を、本工法採用契約時にご提示ください。
- 1 3. 新工法採用の建築元請け・設計事務所・施工メーカー殿におきましては、当社のタイムリーな対応のため、概略の工程表を適時ご提示お願いいたします。また、新工法採用の鉄骨メーカー殿に対しては、工事に際し必要に応じ、工場・建方現場等への当社の立ち入りができるようお願いいたします。
- 1 4. 工事関係会社による、工場製作時の柱梁溶接、現場建方時の組立等のWAWO構法工事状況工程写真のご提供をお願い致します。状況写真は適宜、遠景・近景・接写(溶接細部の場合)による撮影でお願い致します。

WAWO構法に関するお取引について

WAWO構法について、次のようにお取引させて頂きたくお願い申し上げます。

- 物件毎の契約は、原則として、総合建設業（ゼネコン・工務店）にお願い申し上げます。但し、提携店には、直接の契約をさせて頂くこともあります。
- 契約内容は、通常、次の通りです。
 - WAWO構法製品費、運送費、技術指導とその交通費、WAWO構法設計料、技術料で、
 - ・ WAWO構法製品は、当社指定仕様のダイアフラム・一体化コア・裏受金などです。
 - ・ 技術指導とその交通費は原則として初回のみです。
 - ・ 技術料は、提携店割引があります。
- WAWO構法製品は、書面によるご注文により直ちに、製作に掛かります。その納期は、標準で15日、10,000㎡以上は30日をお願いしております。
- WAWO構法材料には、部品ごとにすべて当社のラベルが貼られております。このラベルは、連番になっていて、トレース可能であり、別途当社だけの認識コードが設定されております。

WAWO構法純正部材
 許可番号 ……………
 …………… ……………
- 建て方時の表示看板および主柱1箇所にもラベルの貼付をお願いしております。

この鉄骨は許可を得て
 WAWO構法で製作…
 許可番号 ……………
 …………… ……………
- 当社技術指導を受けて当社承認を得た溶接士にも、溶接士氏名入りのラベルをヘルメットに貼って頂きます。

WAWO構法講習修了書
 番号 ……………
 氏名 ……………
 …………… ……………
- WAWO構法の製作に当たっては、当社仕様書・マニュアルに従って製作をお願いしております。
- お支払いは、原則として、材料納入月の翌月末払い（現金）でお願いしております。

（本書は予告なしに変更する場合があります。）